相続と遺言に関する講演会・相談会

相続登記が義務化されました!





相談内容

・遺言を残したいが、どうすれば?

・遺言書はどのように書けばいいの?

- ・相続と相続登記は何が違う?
- ・相続登記はしないといけないの?



不動産登記推進イメージキャラクター 山形ご当地トウキツネ

講演会

相続と遺言について

時間:10:00~12:00

(酒田会場は 13:00~15:00)

鶴岡・酒田会場)、法務局職員

講師:公証役場公証人(山形・米沢・

相談会

時間 10:00~16:00

(相談は | 組30分を予定しています)

相談員:司法書士

6月30日

10:00~16:00

① 山形会場

【山形県生涯学習センター遊学館】 山形市緑町 | 丁目2-36

- ② 寒河江会場 [山形地方法務局寒河江支局] 寒河江市八幡町7番 | 2号
- ③ 新庄会場 [山形地方法務局新庄支局] 新庄市桧町||番地|
- ④ 米沢会場 [山形地方法務局米沢支局] *沢市金池7丁目4番33号
- ⑤ 鶴岡会場 [山形地方法務局鶴岡支局] 鶴岡市大塚町 | 7番27号
- ⑥ 酒田会場[酒田市総合文化センター]酒田市中央西町2-59

事前予約制

令和6年6月 | 7日予約開始

予約 お問合せ 会場ごとの電話番号はこちら

①023-625-1619

20237-86-3258

30233-22-7528

40238-22-2148

50235-22-1003

60234-25-222I

遠言書ほかんガル・